

英国 投資制度 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 在留許可

高度技能者移住プログラム点数制度

2003年1月28日以降の申請に適用されている条件は以下の通り。

- 1.学歴：学士号=15点、修士号（MBAなど）=25点、博士号=30点など。これらは英国の資格基準に沿ったものである必要がある。またそれ以外に職業資格にも点数が与えられる場合がある。
- 2.実務経験：学士号卒業レベルで最低5年間（博士号取得者の場合3年間）=25点、その上でシニアレベルまたは専門分野で2年間の経験がある場合には35点、10年間の実務経験があり内5年間のシニアレベルの経験がある場合は50点など。なおこれらの経験を証明する書類を求められる。
- 3.過去の年収：（日本での就業の場合の例）4万ポンド=25点、10万ポンド=35点、25万ポンド=50点など
- 4.専門分野での達成業績：重要な業績（国内の専門分野において認められた功績など）=15点、並外れた業績（国際的に認められた功績など）=25点など
- 5.高度技能を有する配偶者または未婚のパートナーとの同伴：配偶者または未婚のパートナーが学士号卒業以上またはそれに準ずる高度専門資格を有する=10点